

第4章 ごみ処理における動向

4-1 廃棄物・リサイクルに関する法律

1 循環型社会形成のための法体系

平成12年、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図4-1-1に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。循環型社会形成のため、リサイクル関連法の着実かつ適切な運用を押し進める必要があります。

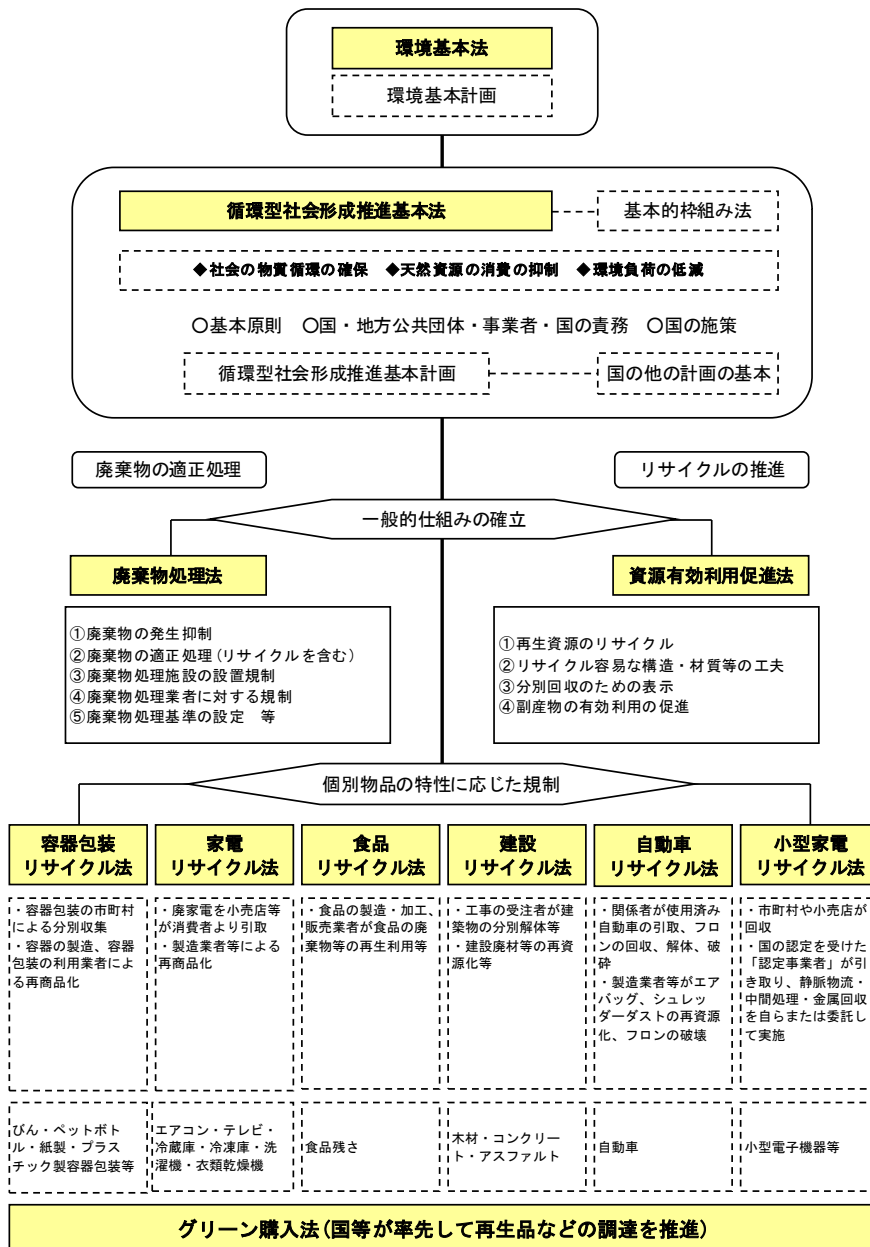


図4-1-1 循環型社会形成のための法体系

2 各種リサイクル法の近年の課題・動向

(1) 容器包装リサイクル法

法律施行以降、容器包装のリサイクルが推進され、その結果全国的に一般廃棄物の最終処分量は減少傾向が続いており、最終処分場の残余年数も増加しています。国は、2R（リデュース、リユース）に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マイスター）による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル・マイカップキャンペーン」などを実施・推進してきました。近年では、令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」を受け、令和元年12月に法令改正を行い、「レジ袋有料化義務化」による消費者のライフスタイル変革を促しています。

(2) 家電リサイクル法

法律の対象となる機器はエアコン、テレビ（ブラウン管・液晶〔携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く〕等・プラズマ各テレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する違法行為が増加しています。これを踏まえ、平成24年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。また、平成27年3月に基本方針の一部改正が行われ、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が接触的に回収促進に取り組むための共通政策目標として、「回収率目標」の規定や、より高度なリサイクルの取組の推進をしています。

(3) 食品リサイクル法

食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成13年5月に施行されました。平成29年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、食品産業全体では84%となっていますが、業態別では、食品製造業が95%、食品卸売業が67%、食品小売業が51%、外食産業が32%と格差があります。

令和元年7月に新たな基本方針が示され、食品ロス削減に係る食品関連事業者及び消費者の役割が明記されるとともに、新たな目標として、①事業系食品ロス量の半減目標（2030年の食品ロス量を2020年度の半分とする）、②業種ごとの発生抑制目標、③再生利用等実施率（2024年度までに食品製造業：95%、食品卸売業：75%、食品小売業：60%、外食産業：50%）が設定されました。

(4) 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことを平成14年5月から義務付けています。平成26年9月に「建設リサイクル推進計画2014」を策定し、建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、再資源化

等に関する目標値を設定するなど、建設リサイクルの推進を図っています。この計画の目標達成状況及び次期建設リサイクル推進計画策定のための基礎情報を把握するため、平成30年度に建設副産物実態調査を実施しています。

(5) 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレツダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者(以下「製造業者等」といいます。)に対して、引取及びリサイクル(フロン類については破壊)を義務付けています。

自動車ユーザーや自動車製造業者等の取組みにより、使用済自動車のほとんどがリサイクルされています。シュレツダーダストのリサイクル率も向上し、平成30年度における自動車1台あたりの最終処分量は4kg^{*}となっています。

※自動車リサイクル法の施行状況(令和元年9月10日) 経済産業省自動車課環境省リサイクル推進室

(6) 小型家電リサイクル法

平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、環境負荷削減と資源確保を図ることを目的とします。

市町村や小売店が回収した使用済み小型電子電気機器を、国の認定を受けた「認定事業者」が引き取り、静脈物流・中間処理・金属回収を自ら又は委託して実施し、循環利用を図るシステムとなっています。

平成30年度までに小型家電回収量を全国で14万t/年との目標値を掲げていましたが、平成30年度公表の回収量は約10万t^{*}に留まり、目標値を達成していません。

※小型家電リサイクル制度の施工状況の評価・検討に関する報告書(令和2年8月) 経済産業省小型家電リサイクルワーキンググループ

4-2 国の方針・目標

1 第四次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

表4-2-1 第四次循環型社会推進基本計画の概要

区分		概要
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 環境、経済、社会的側面を統合的に向上
	地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源生産性の向上 生物多様性の確保 低炭素化 地域の活性化 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う
	適正処理の推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） 地域環境の再生（海洋ごみの解決、不法投棄、空き家等の適正な解体・撤去等） 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生
	災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムの強化）
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	<ul style="list-style-type: none"> 資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会
指標及び数値目標	資源生産性	約49万円/t（令和7年度）
	入口側の循環利用率	約18%（令和7年度）
	出口側の循環利用率	約47%（令和7年度）
	最終処分量	約1,300万t（令和7年度）
	循環型社会ビジネスの市場規模	平成12年度の約2倍（令和7年度）
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	21%（令和4年度）
	1人1日あたりのごみ排出量	約850g/人・日（令和7年度）
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日（令和7年度）
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持（令和4年度）
	災害廃棄物処理計画の策定率	都道府県100%、市町村60%（令和7年度）

2 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定め、平成28年1月に見直しが行われました。

表4-2-2 廃棄物処理基本方針の概要

区分		概要
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進
減量化の目標 (令和2年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度約21%から約27%に増加 【産業廃棄物】平成24年度約55%から約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量：500g/人・日	
その他の目標 (平成30年度)	家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数：200市町村（平成25年度43市町村）	
	家電リサイクル法上の小売業者の引き取り義務外品の回収体制構築市町村割合：100%（平成25年度約59%）	
	使用済み小型電子機器等の再生のための回収実施市町村割合：80%（平成25年度約43%）	
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入にあたっては、適量の購入等により食品ロスを削減する 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の抑制に協力する 使用済み小型家電機器等を市町村等へ引き渡す
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏形成に努める 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする 水銀廃棄物の適正な回収を促進する
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェスト使用の促進を図る
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 商品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には焼却されるすべての一般廃棄物について熱回収が図られるように取組を推進していくものとする。
	一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かし、資源の有効活用・温室効果ガスの排出抑制に考慮した処理施設の整備を推進する。 持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道・集落排水施設・浄化槽のそれぞれの特性、経済性等を勘案し効率的な整備・運営管理を推進する。
	産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。

3 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法の規定に基づき、5年ごとに国が策定するものです。平成30年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、従来から取り組んできた3Rの推進や災害対策・地球温暖化対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。

表4-2-3 廃棄物処理施設整備計画の概要

区分	計画概要
計画期間	■平成30年度から令和4年度の5年間
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ■3Rの推進 ■強靱な一般廃棄物処理システムの確保 ■地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽処理人口普及率：53% → 70%
廃棄物処理施設の整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ■持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率な施設整備及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。 ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。 ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。 ■廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収効率の高い施設への更新、エネルギー回収量を確保するための施設の大規模化、地域特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入などの促進。 ・廃棄物処理施設の稼働に伴うエネルギー消費量の提言及びCO₂ガス排出量削減に向けた再生可能エネルギー施設の導入。 ・家庭用浄化槽の省エネ化を促進し、浄化槽システム全体の低炭素化を図る。 ■廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。 ■災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。 ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。 ■地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保存及び公衆衛生の向上という観点に加え、循環型社会と低炭素社会や自然共生社会との統合的実現の観点も踏まえ、廃棄物の地域特性および技術の進歩、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習の場としての活用、地域住民の福祉向上等の効果を考慮し、地域に多面的な価値をもたらす廃棄物処理施設の整備を進める。 ■地域住民等の理解と協力の確保 ■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

4-3 北海道の方針・目標

北海道廃棄物処理計画（第5次）は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とするもので、国の基本方針で示されている「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、この基本方針に即して策定されている「廃棄物処理施設整備計画」に加え、基本計画に示されている「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

また、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、リデュース、リユースの優先、廃棄物系バイオマスの地域の特性に応じた適正な再生利用、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組を推進するものです。低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としています。

排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、令和6年度における目標値を以下のように定めています。

表4-3-1 北海道廃棄物処理計画の目標

目標区分	指標	現状 (平成29年度)	目標年度 (令和6年度)
排出抑制に関する目標	一般廃棄物の排出量	1,873千t	1,700千トン以下 (約10%減)
	一人一日当たりごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	一人一日当たり家庭ごみ排出量	598g/人・日	550g/人・日以下
適正な循環的利用に関する目標	リサイクル率	24.3%	30%以上
適正処分の確保に関する目標	最終処分量	316千トン	250千トン以下 (約20%減)
バイオマスの利活用に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	89.8% (平成28年度)	90%以上 (令和4年度)